

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 諏訪部 修

企業会計基準公開草案第69号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に
関する会計基準（案）」に対する意見

2019 年 10 月 30 日に公表された企業会計基準公開草案第 69 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、本日提出いたします。

記

質問 1

本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

1. 開示目的

(コメント)

同意する。

質問 2

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

2. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合

(コメント)

以下の点を除いて、同意する。

本公開草案第 44-4 項では、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」として、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかでないものの、参考となる既存の会計基準等(他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。)

がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続きも含まれることとされている。このような場合においても、我が国の会計基準として、他の会計基準設定主体が定めた会計基準等をそのまま適用することを容認する趣旨ではないことについて明確に記載することをご検討いただきたい。

(理由)

本公開草案は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も含めて、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すといった重要な会計方針に関する注記の拡充を目的としたものであり、既存の会計実務を変更するものではないと理解している。第 44-4 項では、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかでないものの、参考となる既存の会計基準(他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。)がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続きも「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に含まれることとされている。このような場合において、現行の記載に従うと、我が国の会計基準が、他の会計基準設定主体が定めた既存の会計基準等をそのまま適用することを容認するものと誤認してしまう懸念があると考ええる。

質問 3

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解(注 1-2)から企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

3. 企業会計原則注解(注 1-2)の定めへの引継ぎ

(コメント)

同意する。

質問 4-1

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4-1. 適用時期

(コメント)

同意する。

質問 4-2

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4-2. 経過措置

(コメント)

同意する

質問 5

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

5. その他

(コメント)

特になし

以 上